省　令

○厚生労働省令第九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等	第三章　対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収	第二節　障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収
第一款　障害者雇用調整金の支給等（第十五条―第二十五条の七）	第一款　障害者雇用調整金の支給等（第十五条―第二十五条の二）
第二款　（略）	第二款　（略）
第三節　特定短時間労働者等に関する特例（第三十三条・第三十三条の二）	第三節　削除
第四節・第五節　（略）	第四節・第五節　（略）
第四章・第五章　（略）	第四章・第五章　（略）
附則	附則
（削る）	（特例給付金）
（法第四十九条第一項第二号及び第四号の助成金）	**第十六条の二**　法第四十九条第一項第一号の二の特例給付金（第三項において「特例給付金」という。）は、対象障害者である特定短時間労働者（同号に規定する特定短時間労働者をいう。）を雇用する事業主に支給するものとする。
第十七条　法第四十九条第一項第二号及び第四号（同号ロに係る部分に限る。次項において同じ。）の助成金は、障害者作業施設設置等助成金とする。	2　法第四十九条第一項第一号の二の厚生労働省令で定める時間は、十時間以上二十時間未満とする。
2　障害者作業施設設置等助成金は、法第七十三条の規定により、法第四十九条第一項第二号及び第四号の業務に相当する業務として、精神障害者（精神保健福祉法第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものを除く。第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項において同じ。）に関しても、支給する。	3　特例給付金の額その他必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによる。
	（法第四十九条第一項第二号の助成金）
	第十七条　法第四十九条第一項第二号の助成金は、障害者作業施設設置等助成金とする。
	（新設）